

別表									
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成25年度 諮問受理第125号	平成25年10月11日 付け大生保生第 837号	平成25年 8 月26日	生活保護法上、「①レセプト」「② 医療要否意見書」を職員（CW・係 長・課長代理・課長等）が、関与し て判断行い、見解示し、6・7 貼り 付けた病状照会の発行実施可能な規 定求む。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年 9 月 6 日付け大 生保生第692号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年 9 月10日	処分の取り決しは当然で有る。社援保発第0330001号Ⅰ－4 （2）③ア・④アの法的根拠不明続く。大健こ第145・147号市 民の声№1001-10127-001-01、1319-20010-001-01有。「非論 理的」限度越えた本件は、更には、「社発第727号」・「社保 第117・194号」否定。大情審答申第332号「11」は、決定事項 を解釈するのみで有り、決定至る法的根拠の関知・関与する 行政不服審査法上規定欠く。つまり、法的根拠（社援保発第 0324号）不知（答申）の除外有 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、 「6・7 貼り付けた病状照会の発行可能な規定求む。」との 記載などから、答申第332号第11（2）にいう主治医への照会 に係る生活保護業務の手續に關することに該当すると判断し たため、（か）欄に記載の決定を行った。
2	平成25年度 諮問受理第126号	平成25年10月25日 付け大生保生第 882号	平成25年 7 月19日	大生保生第413・414・415号の実態明 かす（示す）もの全部求む。（市民 の声№1001-10168-001-01（指導して いない回答）、1101-10425-001-01 （未通院知りません回答））◎大生 保生第250号「不」有。大生保生第 251号「事例・判例は、不存在決定」 より、実態欠く!大個審答申第57号も 社援保発第0330001号Ⅰ－4（2）③ アの記録欠く（実態無い）見解。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年 8 月 1 日付け大 生保生第544号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年 9 月30日	処分の取り消しを求める。訂正不承認（大総務第e－73号）の 事実の合致否定付の事実不明。通知書ABCの調査資料「大生総 第106・107・108、大総務監第54・55・56号」他、諮問中事案 「他法の件」関係職分決定事項関係 別紙vol. 1・2・3 添 付する（平成25年 9 月30日付分以降添付と表記）大健福第 3560号、大市民第6139・6167号、大健こ第145・147号、大大 保第452号（大大保第 5 号「理由説明書」）大健福第704号、 大情審答申第272号別表 1・2、市民の声№1319-20010-001- 01（H25. 8 /14） ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大生 保生第250号・251号・413号・414号・415号がいずれも診療状 況照会に端を発する公文書公開請求等に係る諮問書等である こと、また市民の声の内容などから、答申第332号第11（2） にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手續に關すること に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
3	平成25年度 諮問受理第130号	平成25年11月19日 付け大生保生第 975号	平成25年 9 月 4 日	福祉局保護課は、大健福第6054 （1098）号当資料（〇〇職員供述記 録＝人勤）上、「未通院続く、緊急 事態の発行」（不承認理由＝大福祉 第2207・3375号）主張する為、他法 他施策の活用規定内、自立支援医療 分資料（通知類）の合致するもの求 む。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年 9 月18日付け大 生保生第726号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年10月21日	処分の取り消しを求め、「整合性」要す指摘も合わせて行 う。「社援保発第0324号」争点示す!!寄って、事実の「未受 診無通院治療無い」他法活用する規定は、「社援保発第 0330001号Ⅰ－4(2)内」③ア「法第50条」（「治療中」規 定）該当せず。「思い込み」「想像」「矛盾」した発行主張 （大健福第6515号）は、大情審答申第332号認定済。大生総第 106・107・108・109号（「通知書ABCD」調査資料（「通院が 無い為、自立支援の手続き不要」主張有る。））は、「情報 得ず」為、未受診無通院不知主張を該当する決定事項欠く 為、「通知書ABCD」合致する決定のみ、発行「是」検討可能 とする。尚、大生総第52（84）号「聞き取り記録」（レセプ ト無い主張）有る。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「他 法他施策の活用」「自立支援医療分資料」との記載、また大 健福第6054号・1098号・2207号・3375号がいずれも実施機関 が行った自立支援医療の適用の可否に関するものであること などから、答申第332号第11（2）にいう主治医への照会に係 る生活保護業務の手續に關することに該当すると判断したた め、（か）欄に記載の決定を行った。
4	平成25年度 諮問受理第131号	平成25年11月19日 付け大生保生第 977号	平成25年 9 月10日	大健福第6151号は、「不服申立て」 実施欠く為、再請求する。（社援第 2700号）根拠の診療状況照会する回 答書作成）参考までに!大阪市当局の 医師配慮為作成する上記は、医師の 行政指導多様化発生。レセプト解釈 欠く、根拠無く、発行（略）した生 野区役所事例は、非常に例外中の例 外。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年 9 月24日付け大 生保生第766号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年10月21日	平成25年度諮問受理第130号と同じ。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「診 療状況照会する回答書作成」との記載、また大健福第6151号 が主治医への照会に関する公開請求に係る決定書であること などから、答申第332号第11（2）にいう主治医への照会に係 る生活保護業務の手續に關することに該当すると判断したた め、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
5	平成25年度 諮問受理第132号	平成25年11月19日 付け大生保生第 979号	平成25年 9 月10日	大生保生第414号は、請求事項「却下」を「記者会見」は、両職共有の責任が、区判断全責は、大阪市職員行動宣言・人材育成行動宣言の従割行政禁止被り、「公開条例第10条」該当欠く、地公法第29条「道義的責任」は、議員基本条例・規則の表明より、当区全責なら、当区記者会見すべきで、条例解釈上、記者会見なら、総務局全責負う。当資料（請求上表示）12点分求める請求！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 9 月24日付け大生保生第768号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年10月21日	平成25年度諮問受理第130号と同じ。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、答申第332号を根拠として平成25年 3 月21日付けで権利濫用により公開請求却下決定を行った12件と同内容の請求であることから、当初決定と同様に答申第332号第11（2）にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
6	平成25年度 諮問受理第133号	平成25年11月19日 付け大生保生第 981号	平成25年 9 月10日	「未通院」は、社会制度いずれも対象外の為、生活保護法上「医療扶助」欠く事態（未通院）示す。大生保生第1085号（答申第345号案件＝（大生保生第654号「決定書」）資料内、「告示」有り、「通院治療中の重度かつ継続（一定以上の症状要す者・患者）」規定表示するのを認知の生野区役所は、大生保生第816号「未通院」前提の決定が、大情審答申第332号「11」指定したのは、案件「不」「公」の2件とは、相違。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 9 月24日付け大生保生第769号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年10月21日	平成25年度諮問受理第130号と同じ。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「未（未）通院」「重度かつ継続」との記載などから、答申第332号第11（2）にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
7	平成25年度 諮問受理第134号	平成25年11月19日 付け大生保生第 983号	平成25年 9 月10日	大情審答申第345号案件「大生保生第821号」（不）は、社援保発第0324号（社援第3239号）除外する理由資料求む。①社援保発第0324号規定事項「本人の事情聴収」（第1規定）②社援保発第0929003号・社援指発第0929001号規定事項「本人の事情聴収」（第1規定）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 9 月24日付け大生保生第770号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年10月21日	平成25年度諮問受理第130号と同じ。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大生保生第821号が「診療状況照会書を本人の事情聴取欠いて発行可の規定」に係る公開請求であり、大情審答申第345号がこれに係る答申であることなどから、答申第332号第11（2）にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
8	平成25年度 諮問受理第155号	平成26年 1 月17日 付け大生保生第 1181号	平成25年11月11日	福祉局 市民局 総務局は、「無診療」の回答する「病状照会」（他法の件）を「必要性」認める「個人情報保護条例」・「法令」明確を社保第117・194号も有。規定求める。「請求を「不承認」決定続ける各局根拠要す!!!」 区役所は、権限有さず。（社発第727号）職員のみ判断不可。（社援保第72号）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年11月21日付け大生保生第994号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年12月 3 日	処分の取り消しを求める。訂正当然。「権利の濫用」主張する実態欠如。生活保護法第4条解釈する文献「大健福第1933号」 文献（冊子類）とうり、囑託医見解基づく、自己情報管理は、法律上義務負う。（公）は、実施機関も決定有「無診療」の回答を有効とする法律は、無い。更に、他法活用不可。軽微な誤字・脱字は、訂正不要だが、事案（決定事項）の誤りは、本来、原課が、修正要す。しかし、実施機関は、修正拒否や訂正拒否する基本拒否は、不適法。事案の表記「正確」要す。尚、大生保生第569・684号「不」非公開は、実施機関主張の信用性欠く。又、大生保生第251号「不」非開示は、大生保生第557号「理由説明書」有。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「病状照会」「他法の件」との記載などから、答申第332号第11（2）にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
9	平成25年度 諮問受理第156号	平成26年 1 月17日 付け大生保生第 1183号	平成25年11月11日	「権利の濫用」（他法事案）は、「社発第727号、社援保第72号、社保第117・194号等」の囑託医規定否定するのみ成らず、「大阪市囑託医要綱（略）」をも否定する為、行政機関見解分かるもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年11月21日付け大生保生第995号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年12月 3 日	平成25年度諮問受理第155号と同じ 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「『権利の濫用』（他法事案）」との記載などから、答申第332号第11（2）にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

(注) 1 （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 担当部署や法律等の名称が変更されているものについても当時のまま記載している。